

## 議案第 8 4 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

### 提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により議会の同意を得て任命される新たな教育長の設置に伴い、関係条例に係る所要の改正等を行うため。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(石岡市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の廃止)

第1条 石岡市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(平成17年石岡市条例第54号)は、廃止する。

(石岡市職員定数条例の一部改正)

第2条 石岡市職員定数条例(平成17年石岡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育長及び」を削る。

(石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年石岡市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第4条中「副市長」の次に「, 教育長」を加える。

別表中

「

教育委員会 の委員	委員長	月額	52,000	副市長
	委員		51,000	副市長

を

」

「

教育委員会の委員	月額	51,000	副市長
----------	----	--------	-----

に

」

改める。

(石岡市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第4条 石岡市特別職報酬等審議会条例(平成17年石岡市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条中「副市長等」を「副市長及び教育長」に改める。

(石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改

正)

第5条 石岡市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（平成17年石岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(3) 教育長

別表第1に次のように加える。

教育長	660,000円
-----	----------

別表第2中「副市長」を「副市長及び教育長」に改める。

附 則

この条例は、平成29年12月20日から施行する。